民事訴訟法〈A10A〉

配当年次	3年次
授業科目単位数	4
科目試験出題者	秦 公正
文責 (課題設題者)	秦 公正
教科書	基本 大村 雅彦・二羽 和彦『民事訴訟法』(中央大学通信教育部)

《授業の目的・到達目標》

民事訴訟における重要な原則・手続をしっかりと理解し、その意義・内容について説明できるようになることを第1の目標とします。次に、それらの原則・手続に関して、どのような法律問題が存在しているのかを把握し、先行学説や判例を理解し、検討を加えることを第2の目標とします。その上で、当該問題について自らの見解を持ち、表現できるようになることを第3の目標とします。

《授業の概要》

民事訴訟がどのようなルール(手続)の下で行われ、そこにはどのような法律問題が存在するのかについて学んでいきます。

民事訴訟は、権利・法律関係の発生・変更・消滅を定める実体法(民法、商法、労働法など)を実現するための制度であると言われます。たとえば、実体法の条文により、「○○は××に対し、損害を賠償しなければならない」といった形で法律効果が定められています。この実体法の内容を実現するための制度の1つが民事訴訟なのです。

権利の実現は、多くの過程を経てなされますが、なかでも最も中心的な存在は、権利の存否を確定する手続、すなわち、民事訴訟手続です。より具体的には、訴えの提起から判決が下され、それが確定するまでの手続のことであり、これは判決手続とも呼ばれています。しかし、権利の実現は判決が下されることによって完全に果たされるわけではありません。判決が下されても、それに従わない者もいるからです。そこで、国家権力によって強制的に権利を実現するための制度・手続が必要となります。それは執行手続と呼ばれています。また、権利の実現が実効的に行われるようにするためには、義務者の財産が執行の段階まで散逸しないようにしておく必要もあります。そのための手続は保全手続と呼ばれています。後二者の手続については、それぞれ民事執行法、民事保全法が規定しています。

このように、「権利の実現」は多くの過程を経て行われるものです。

《学習指導》

常に手続の流れを頭に描きながら教科書を読みましょう。経験のない方は、実際の裁判を傍聴してみるのもよいと思います。また、民事訴訟法と実体法は密接に関連しています。訴訟では、実体法上の権利・法律関係の存否が争われ、実体法が裁判規範として機能します。民事訴訟法を理解するためには、実体法、とくに民法(民法総則・物権・債権総論・債権各論・家族法)の基礎的知識が必要不可欠ですので、しっかりと民法を学んでおくことが重要です。

《成績評価》

試験(科目試験またはスクーリング試験)により最終評価する。

民事訴訟法〈A10A〉

- ◎課題文の記入:不要(課題記入欄に「課題文不要のため省略しました。」と記入すること)
- ◎字数制限: 1課題あたり 2,000 字程度(作成基準のとおり)

第1課題【基礎的な問題】

スポーツ用品を販売している X は、「Y 同好会にスポーツ用品を販売したが、期日を過ぎても代金の支払いがない」と主張して、Y に対し、代金 30 万円の支払いを求める訴訟を提起した。

- (1) 一般的に民事訴訟の当事者になることができるのはどのようなものか、説明しなさい。
- (2) Y同好会が、(1) の基準を満たしているかどうかは、どのような手続で判断されるか。手続の開始、 判断資料の収集の2つの観点から述べなさい。
- (3) Y 同好会が (1) の基準を満たしていることを前提に、裁判所は、契約の存在が認定できないことを理由に、X の請求を棄却し、判決は確定した。その後、判決内容に納得のいかない X が、再度、 Y に対し、同じ代金 30 万円の支払いを求めて提訴した場合、事件を担当する裁判所はこの訴えを どのように処理するか。

第2課題【基礎的な問題】

X は、Y に対して、500 万円の貸金の返還を求める訴訟を提起した。第 1 回口頭弁論期日において、 X が「Y に平成 26 年 7 月 1 日に 500 万円を貸し付けた」と主張したところ、Y は「①それについては認めるが、②すでに平成 26 年 12 月 1 日に全額弁済した」と陳述した。これに対し、X は「③弁済の事実については争う」と述べた。

第1審は、Yの弁済の主張を排斥して、Xの請求を認容した。この判決に対し、Yは控訴し、控訴審においても弁済の事実を主張していたが、控訴審の口頭弁論終結直前になって、「Xに対して有する代金債権でXの主張する貸金債権と相殺する」との抗弁を提出した。

- (1) 第1審の第1回口頭弁論期日において、Yが行った「①それについては認める」との陳述は、訴訟上、 どのような効果を生じるか。その趣旨についても説明しなさい。
- (2) XY 間で争いのある弁済の事実について、裁判所がその存否について確信を持てない場合、裁判所 はどのように弁済の問題を処理するか、説明しなさい。
- (3) 控訴審裁判所は、Yが提出した相殺の抗弁をどのように扱うべきか、論じなさい。

第3課題【応用的な問題】

X が Y に 300 万円を貸し付けるに際し、Z がこの債務の保証人になったと主張して、X は Z に対し、300 万円の保証債務の履行を求める訴えを提起した(XZ 間訴訟)。この事案に関する次の設問に答えなさい(それぞれの設問は独立している)。

- (1) XZ 間訴訟の存在を知った Y は、XZ 間訴訟とは別に、X に対し、上記貸金 300 万円の債務は存在しないことの確認を求める訴えを提起した。この訴訟では「貸金返還債務は存在しない」との理由で Y が勝訴し、その判決が XZ 間訴訟よりも先に確定したとする。この場合、当該判決の効力は XZ 間訴訟にどのような効果を及ぼすか、論じなさい。
- (2) ① Y は、係属中の XZ 間訴訟に参加することができるか、理由を付して述べなさい。
 - ② XZ 間訴訟への Y の参加が認められた。しかし、最終的に、当該訴訟において X の請求を認容する 判決が言い渡され、判決は確定した。この場合、その判決は、XZ 間、YZ 間、XY 間において、それぞれどのような拘束力を有するか、説明ないし論じなさい。

第4課題【応用的な問題】

X は、Y に対し、500 万円で自動車を売却したとして「①売買契約にもとづく代金 500 万円を支払え、②仮に売買契約が無効である場合には、すでに X が行った Y への自動車の引渡しは法律上の原因がないため、不当利得にあたるから返還せよ」との訴えを提起した。これに対し、Y は、①、②の請求ともに棄却判決を求めた。第 1 審裁判所は、「XY 間の売買契約は無効であるので①請求は認められない」として請求を棄却したが、他方、「たしかに X は Y に自動車を引き渡しており、これは売買契約が無効であるため法律上の原因がなく、Y の不当利得にあたるから、Y は目的物を X に返還せよ」との判決を言い渡した。この事例につき、以下の設問に答えなさい。

- (1) X が提起した訴えは、どのような併合形態にあたるか。
- (2) この第1審判決に対して、X、Yはそれぞれ控訴することができるか、検討しなさい。
- (3) 附帯控訴とは、どのような制度か。その意義を説明しなさい。
- (4) この判決に対し、Y だけが控訴した (X は控訴も附帯控訴もしていない)。控訴裁判所が審理を行った結果、第1審裁判所の認定とは反対に、XY 間の売買契約は有効で、Y は期日を過ぎても代金を払っていないとの確信を得た場合、控訴裁判所はどのような判決をすべきか、論じなさい。

〈推薦図書〉

 高橋 宏志
 『重点講義民事訴訟法(上)』〔第2版補訂版〕(2013年)
 有斐閣

 高橋 宏志
 『重点講義民事訴訟法(下)』〔第2版補訂版〕(2014年)
 有斐閣

 中野 貞一郎・松浦 馨 他
 『新民事訴訟法講義』〔第3版〕(2018年)
 有斐閣